

平成29年第4回砂川市議会定例会

平成29年12月6日（水曜日）第3号

○議事日程

- 開議宣告
- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第16号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
議案第17号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 日程第 3 諮問第案1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 報告第 3号 監査報告
報告第 4号 例月出納検査報告
- 日程第 5 意見案第1号 平成29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める意
見書について
- 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 武 田 真 君
増 山 裕 司 君
多比良 和 伸 君
- 日程第 2 議案第16号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
議案第17号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 日程第 3 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 4 報告第 3号 監査報告
報告第 4号 例月出納検査報告

日程第 5 意見案第 1 号 平成 29 年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める意見書について

○出席議員（13名）

議 長	飯 澤 明 彦 君	副議長	水 島 美喜子 君
議 員	増 井 浩 一 君	議 員	多比良 和 伸 君
	増 山 裕 司 君		中 道 博 武 君
	佐々木 政 幸 君		武 田 真 君
	武 田 圭 介 君		辻 勲 君
	北 谷 文 夫 君		沢 田 広 志 君
	小 黒 弘 君		

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂 川 市 監 査 委 員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
病 院 事 業 管 理 者	小 熊 豊
総 務 部 長	熊 崎 一 弘
兼 会 計 管 理 者	
総 務 部 審 議 監	近 藤 恭 史
市 民 部 長	中 村 一 久
経 済 部 長	福 士 勇 治
建 設 部 長	湯 浅 克 己
建 設 部 技 監	荒 木 政 宏
病 院 事 務 局 長	氏 家 実
病 院 事 務 局 審 議 監	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 審 議 監	山 田 基
総 務 課 長	東 正 人

政 策 調 整 課 長 井 上 守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長 河 原 希 之

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長 堀 田 一 茂

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 熊 崎 一 弘

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 士 勇 治

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長 峯 田 和 興

事 務 局 次 長 川 端 幸 人

事 務 局 主 幹 山 崎 敏 彦

事 務 局 係 長 渡 部 秀 樹

開議 午前10時00分

◎開議宣告

- 議長 飯澤明彦君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

- 議長 飯澤明彦君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。
武田真議員。

- 武田 真議員 （登壇） おはようございます。それでは、通告に基づきまして、私から大きく1点について伺います。

1、地球温暖化対策の推進についてであります。2016年11月4日に国連の気候変動枠組条約の全締約国が合意する歴史的な枠組み、パリ協定が発効しました。パリ協定では、産業革命前からの気温上昇を2度C未満に抑える2度C目標に加え、今世紀後半に温室効果ガス排出量を実質ゼロにする脱炭素化という目標が策定されています。

我が国では、パリ協定を受け、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、目標達成に向けた取り組みを含む総合的かつ計画的な温暖化対策の推進のため、平成28年5月に地球温暖化対策計画が閣議決定されました。この計画では、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量に関する目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載されています。なお、計画における地方公共団体の基本的な役割としては、地域の自然的、社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の抑制施策等を総合的かつ計画的に推進し、循環型社会の形成、事業者、住民への情報提供と活動促進等を図るとされています。

また、地球温暖化対策を契機に環境保全型農業、バイオマス等の地域資源の活用、技術開発等、地域産業の活性化と地球温暖化対策の両立を目指した地域レベルでの取り組みが各地で実践されてきています。例えば市内の事業者も取り組んでいるJ-クレジット制度は、国内クレジット制度とオフセットクレジット、J-V E R制度が発展的に統合した制度で、省エネルギー設備等の導入や森林経営等の取り組みによる温室効果ガス削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度です。本制度により創出されたクレジットは、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボンオフセットなど、さまざまな用途に活用されています。

このようにパリ協定による脱炭素化の目標を達成するためには、地域においても事業者、住民等が連携して、日常生活に関する温室効果ガス排出量の抑制等に関し具体的な対策を実践することが重要ですが、環境省ではこうした活動を支援するための地域協議会の設立を推進しています。そこで、以下の点について伺います。

- (1) 砂川市における地球温暖化対策の取り組み状況について。
- (2) Jークレジット制度の活用について。
- (3) 地球温暖化対策地域協議会の設立の考えについて。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から地球温暖化対策の推進についてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 砂川市における地球温暖化対策の取り組み状況についてであります。平成16年度以降公用車について低公害車の導入を初め、市営住宅非常用照明、総合体育館、海洋センター、公民館の館内照明、防犯灯及び街路灯などのLED化、太陽光発電システムを総合体育館に設置するほか、住宅用の太陽光発電システム設置者への助成について取り組んできたところであります。また、地球温暖化対策職員行動計画を策定し、公共施設の二酸化炭素排出量を平成32年度に平成27年度と比較して5%の削減を目標に取り組んでいるところであります。

続きまして、(2) Jークレジット制度の活用についてであります。Jークレジット制度とは、省エネルギー機器の使用や自然エネルギーによる発電、森林経営などの取り組みは二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しない環境価値という側面を持つものであり、この環境価値について排出権を意味するクレジットとして国が認証する制度であります。この制度によりクレジットを創出したものは、このクレジットを売却することが可能であり、売却益を得るほか地球温暖化対策への取り組みに対するPR効果、省エネルギー設備の導入や再生エネルギーの活用により、ランニングコストの低減を図ることができるなどのメリットがあるものであり、またクレジットを購入するものには企業価値の向上、環境貢献企業としてのPR効果などのメリットがあると言われております。

本市におけるJークレジット制度の活用についてであります。市内の一部の企業においてクレジットを活用し、地球温暖化に取り組んでいるところであります。

最後に、(3) 地球温暖化対策地域協議会の設置の考えについてであります。地球温暖化対策地域協議会とは、近年温室効果ガスの排出量が増加傾向にある民生部門における排出量を削減するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議し、具体的に対策を実践することを目的として、官民を問わず柔軟な体制で組織できるものであります。先ほどご答弁申し上げましたとおり、市内におきましても一部の企業等がJークレジットを活用している状況でもありますので、今後はこのような取り組み状況なども注視しながら、協議会のあり方を含め考えてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次再確認、再質問してまいりたいと思うのですけれども、

砂川市が取り組んでいる状況というのはわかりました。LED防犯灯、ソーラー発電に対する補助事業は、非常に二酸化炭素の削減に有効な事業だと私も考えます。また、職員行動計画を作成されたということなのですから、職員行動計画の中を見ていきますと、これはあくまでも砂川市が事務事業を実施するに当たり、砂川市が事業体としての二酸化炭素を削減していくというような取り組み方針だということになっていくと思うのですが、そうした活動を市が率先して行っていくというのは非常に重要なことでありますけれども、一方では先ほどもありましたが、民生部門の二酸化炭素、温室効果ガスを削減していくというのは、非常に重要な活動であります。

そこで、砂川市の事業所としての以外の民間部門の活動がどうなのかということになっていくのですが、第6期総合計画を見ていきますと、民間企業、家庭におけるそうした温室効果ガスの削減の取り組みについては、市としては促進していくのだというようなことが記載されているところなのですから、現在砂川市みずから行っている部分は別として、企業、家庭部門におけるそうした活動の促進策については、どのようなことを進めているのかをまず確認したいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 どのような施策、行動計画につきましては、議員さんおっしゃるとおり、公共施設の部分についての計画でございます。その他一般市民の生活等にかかわるものにつきましては、きのうの一般質問でもお話をさせていただいたとおり、今ごみの減量化に努めているものでございます。こちらについては、今6分別のごみ収集という体制で、市内にありますクリーンプラザくるくるに処理施設もございまして。そういったことで市民の皆様にはごみの分別、ごみの減量化等についてお願いをしているものでもありますし、また先ほど1回目のご答弁でもお話ししたとおり、町内会の街路灯のLED化等、また太陽光発電システムの補助金の制度等々を取り組んでいるところであり、またそのほかにもクリーンプラザくるくるでは廃品となって捨てられましたものを再生して、販売しているような事業にも取り組んでおります。これは、また市でもものを大切に作る推進協議会という組織がございまして、年に1回、総合福祉センターで廃品といいますか、一度捨てられた物の再利用を目的とした販売会を実施している。そういった中で、市民の皆様には地球温暖化といいますか、環境保全についてご理解をいただきながら、協力を求めているという状況でございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 ごみの減量化、リサイクルの話はきのうも出ておまして、確かにそれは確実に二酸化炭素削減、温室効果ガス削減に非常に効果があるということになっていきますので、そうした取り組みもリサイクル、再生品の利用については二酸化炭素削減につながっているのだということをぜひ強調して進めていただきたいと思います。(1)についてはわかりました。

続きまして、J-クレジット制度についてお伺いしたいと思うのですが、ご答弁いただいたとおり、省エネ活動、あるいは森林、砂川においてはいいのですが、森林保全活動をすることによって生じた二酸化炭素削減を排出権といいますか、クレジットという形、ある種の権利にしまして、それを売却するなり、譲渡するなりすることによってクレジット、そしてさらにそれを買い受ける方、利用する方がいるという形の中でうまくそのクレジットが循環していくと。つくる人、利用する人、その中で場合によっては譲渡益が出るということで、さらにそれが二酸化炭素削減、あるいは省エネ設備の投資につながるというある種のうまく循環することによって経済効果と、さらに地球温暖化対策が進むというようなシステムだということになっていくと思うのですが、そこで先ほどのご答弁で砂川市内の企業で一部取り組んでいるというような事業は確かにありますけれども、一方ではクレジットをどのように作り出しているのかという事例集といいますか、環境省が出している事例とかを見ていきますと、地方自治体がみずからクレジットをつくっているという事例がかなり見受けられます。

そこで、どんな事例があるのかなと見ていきますと、例えば砂川市でも取り組んでおりますLEDの防犯灯の設備の設置、あるいは太陽光発電の補助事業、あるいは近隣の自治体でもありますが、公共施設におけるバイオマス燃料の活用ということも実はJ-クレジットのプロジェクトとしてのものでございまして、それに基づいてクレジットが実際に創出されているという事例が道内の各自治体でも見受けられます。砂川市でもLED化の事業については大体終わってきたというような話も聞いておりますので、今後それにのりというのは難しいかもしれませんが、今後砂川市みずから行う事業等においてそうした温室効果ガスの削減に資するような事業等が行われた場合、行われるような計画があるのであれば、ぜひこれは他の自治体の事例等を参考にしながら、J-クレジットのシステムにうまくのりするような形でやっていただきたいなと私は考えているのですが、その辺の既存の部分は別として、今後新たな事業展開をするに当たってJ-クレジットのシステムにのっていくというような考えはないかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 J-クレジットの市における取り組みの可能性についてということでございます。議員さんもおっしゃられているとおり、このJ-クレジットは市内の企業でも創出するほう、活用するほうと両方の事例があるように私も把握しております。ただ、経済産業省の資料によりますと、J-クレジットの課題として売買するまでに時間がかかるですとか、申請準備から販売までの期間がある程度一定期間を要するとか、そういったもろもろの課題があるということで、それに向けての対応策も国のほうで考えているようでございます。また、将来的にこういった市の施設、市の事業で対象となるような案件が発生すれば、それは市民部だけで対応できるかどうかという部分も含めて、他の関係する部署と連携を図りながら進めなければならないのかなというところもあります。

そういった案件が発生したときにはそういったことについても検討してまいりたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 ぜひ検討していただきたいと思います。

今私が話したのはクレジットの創出の話だったのですけれども、やはりつくっただけではどうにもならないということになるので、それはいかに利用していくかということになるかと思うのですが、砂川市内でも最近新聞報道等でありましたが、かなり古い、今のＪークレジット以前からクレジットを活用されているというような事例がいろいろあるというふうに私も調べているのですけれども、市としてはそうしたクレジット、Ｊークレジットに限らず旧クレジットですか、ＪーVERを含めたクレジットの活用状況についてどのように把握されているのかをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 把握ということでございますが、正直私もこの質問が出てからその部分については確認をさせていただいたということでございますので、地域別の活用事例というようなところをホームページで確認することができます。砂川市でも活用事例につきましては、一部の企業であったり、また民間の団体であったり、そういったところがそれぞれこのＪークレジットについての活用ということで取り組まれているということでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 砂川市における活用事例、確かに国のホームページ等でも紹介されていますし、砂川以外の全道含めて全国的な状況とかを見ていきますと、実は砂川市におけるＪークレジットの創出は１事業しかありませんでしたけれども、活用というのは非常に多いのかなという印象を私は受けております。実際道央圏の中では一番多い活用実績があるのではないかと認識をしております。

そこで、なぜ砂川市におけるそうしたクレジットの活用が多いのかなといろいろ考えてみたのですけれども、やはりそれは砂川市のこの緑あふれる公園都市、あと快適環境都市、アメニティ・タウンですか、そうした環境活動に対するといいますか、砂川市としてはそういった市民意識が他の地域と比較しても非常に高いためかなと私は想像しております。こういった市民意識の高さがＪークレジットのようななかなかわかりにくいシステムを活用しながら、地域の温暖化対策を進めていくのだというような活動につながっているのではないかと私は想像しております。ですから、活用事例が多いということもありますから、ぜひ砂川市においてもクレジットを創出しながら、そもそも需要がなければクレジットは回らないのですけれども、確実に砂川市内においてはクレジットを活用するという需要があるわけですから、それも他の近隣の自治体と比較してもかなり多くの実績があるということですので、そこはぜひそのような状況を見ながら、クレジットの創出、活用について

進めていただきたいと思います。

それと、クレジットの話はなかなかわかりにくいかなという部分もあるのですが、非常にわかりやすい事例とかをいろいろお話ししたいなと私は思っているのですが、これを活用することによって地球温暖化対策も進むと。先ほども企業の付加価値、PRが進むということなのですが、環境対策とか環境保全対策というのは、私も環境保全対策の行政をやっていたこともありますし、前回の定例会でも環境保全対策の質問をしたのですが、ある意味環境保全対策というのは規制といいますか、産業規制というような側面も確かにあるところなのですが、一方ではこのクレジットのような仕組みを活用することによって地域の活性化につなげたりとか、あるいはクレジットを活用した付加価値の商品をつくっていくのだというような地域活性化の側面というのが今のこの新しいクレジットのシステムの中ではつくっていくのかなと考えているわけなのです。単に規制するのだと、二酸化炭素を抑制するのだと、実際産業規制という部分でアメリカのほうで協定から脱退するのだというようなお話もありましたけれども、そういった産業規制の部分というのは、負の側面というのは確かにある一方で、これからの時代に向けた新たな付加価値をつくっていくのだというような方向性もあるわけですね。ですから、そういった部分も考えながら、このJ-クレジットシステムは市民部さんのほうでも今回事例集を見て状況等を把握されたと思うのですが、ぜひその辺のほうを進めていただきたいと思います。(2)については、そういうことでぜひ進めていただきたいと思います。要望して、終わりたいと思います。

続きまして、(3)の地球温暖化対策地域協議会の設置の考えということなのですが、この協議会、確かに調べていきますとなかなか組織としてはやや大がかりな部分もあったりして、すぐそれを設置するというのは確かに難しいのかなというのは私も理解している一方で、先ほど来ずっとお話ししているとおり、行政だけが率先してそれを進めていく、地球温暖化対策を進めていくというのはやはり限界があります。砂川市役所の職員行動計画を確かに作成して、砂川市みずからそれを率先して進めていくというのは、私は非常に重要なことだとは思いますが、一方では企業、家庭部門の民生部門がそれについていかなければ、それはもうどうしようもない話であって、砂川市全体としての二酸化炭素削減の目標もそこはやはり難しいかなと私は思います。

そこで、地域との連携ということを考えていかなければならないのですが、それに最終的には法律に定めるところの地域協議会というような形で設置するのが理想的な形なのかもしれませんが、そこに至るにはそれなりの経過といいますか、準備が必要だと私も理解しております。市のほうで恐らく把握されているとは思いますが、砂川市内の地域内におけるそうした活動といいますか、環境問題に対する活動、市民団体、あるいは個人、企業等の活動、さまざまな活動を把握されていると思うのですが、そういった活動をうまくネットワーク化して、連携して、最終的には砂川市全体としての課題として温暖

化対策、環境対策を進めていくのだというような場といたしますか、そういったネットワーク的な部分を今あるのかどうかは私もわからない部分があるのですけれども、市としては市全体として温室効果ガス削減、地球温暖化対策を進めるに当たってそうした組織づくりというのは、私は必要ではないかと思っているのですけれども、市としてはいかがでしょうか。そのような組織づくりの必要性というのは、どのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 組織づくりということでございます。こちらにつきましては、情報の共有化ですとか、また情報の伝達というような意味合いも含めて、各団体がそれぞれどのようなことをやっているのか、また市の考え方について皆さんにご理解をさせていただくというようなこと自体は大変必要なことだろうと考えております。先ほどのご答弁で地域協議会というようなこともございまして、北海道の中では18団体ほどあるのかというようなことで、北海道が主導している団体、また行政が主導している団体もございまして。こういった中で、先ほど1回目のご答弁でも申し上げましたとおり、今後そういった機運といったものが高まれば、こういった協議会等の設置についても検討する時期が来るのだろうなとも思います。

また、目的が100%合致しているのかどうか分かりませんが、衛生組合というものもございまして、そういった中で地域の環境保全についても取り組んでいるというような状況でもありますので、そういった組織等も活用しながら、今後この地域協議会のあり方も含めながら、必要性については検討してまいりたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 やはりいきなり法律に基づく協議会の設置というのは難しいと私も思っております。見ますといろいろな要件とかもありますから、難しいかなと私も思っておりますが、何度も繰り返しになるかもしれませんが、やはり企業、民間部門の協力なくては砂川市全体の温室効果ガスの削減目標達成等は難しいという認識は共通しているかなと思いますので、ぜひ行政の役割としてはそうした取り組みをコーディネートしていくといたしますか、そういった形で恐らく側面から支援とか、そういった形の部分の貢献というのが行政に求められているのかなと私は思いますので、ぜひそういった場、最終的には地域協議会という形になるかどうかは分かりませんが、そうした現在の取り組みについてぜひ市としてコーディネートしていただきたいなと思います。

最後に、全体を通しての要望といたしますか、意見なのですが、砂川市というのは過去の積み重ねといたしますか、地域の環境問題に関する意識が高い自治体であると、私はそう思っておりますし、実際活動されている市民の方々も環境問題等の活動をされている方々の意識が非常に高い地域かなと思っております。そうした先進的な自治体という伝統がありますので、かつてのそれこそアメニティ・タウン等々はある程度地域に限定された

ような部分もあったかもしれませんが、地球環境、温室効果ガス削減というのは世界的な課題ということで、ローカルからグローバルにうまく展開をつなげていくような形で、先進的な自治体の砂川としてぜひ今後もさまざまな取り組みを積極的に応援していただきたいなということを要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員（登壇） おはようございます。私は、通告に基づきまして大きく1点について一般質問をします。

1、国民健康保険制度の都道府県単位化と保険者努力支援制度について。平成30年4月1日から国民健康保険の財政運営が市町村から都道府県に移管されるとともに、同保険の自治体の医療費の適正化に向けた取り組みを評価する保険者努力支援制度が本格的に実施され、それに向けた今後の対応が課題であります。そこで、以下の点について伺います。

- (1) 都道府県単位化の目的や役割分担、今までの市町村での運営との違いについて。
- (2) 財政運営が移管されることによる市民への影響について。
- (3) 財政運営が移管されることによる当市の国民健康保険制度への影響について。
- (4) 保険者努力支援制度の概要及び平成30年度以降の運用について。

以上、1回目の質問とします。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君（登壇） それでは、私から国民健康保険制度の都道府県単位化と保険者努力支援制度についてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 都道府県単位化の目的や役割分担、今までの市町村での運営との違いについてであります。現在の国民健康保険制度の運営主体は、そのほとんどを市町村が担っているところであります。また、被保険者は、制度の構造上、高齢者を初め、定職を持たない無業者などの加入割合が比較的高くなることもあり、特に小規模な市町村では不安定な財政運営を余儀なくされている現状であります。平成30年度から始まる新しい制度の目的は、このような課題を改善するため都道府県が財政運営の主体となり、運営規模を拡大するものであり、急激な医療費の増加など財政上のリスクを分散するとともに、市町村間における公平な費用負担を図ろうとするものであります。

次に、新しい制度における役割分担であります。都道府県の役割といたしまして、これまで同様に市町村に対する指導、助言などを行うとともに、財政運営の主体となるものであります。また、市町村の役割といたしまして、被保険者証の交付などの窓口業務、保険給付の決定、賦課徴収、特定健診などの保健事業につきましては、現行と同じ取り扱いであります。平成30年度以降は財政運営の主体である都道府県に対して一定の基準により定められた費用を負担するものであります。

続きまして、(2) 財政運営が移管されることによる市民への影響についてであります。平成30年度から財政運営は都道府県に移管されますが、被保険者の資格の取得や創

出等の届け出、被保険者証の交付、高額療養費などの保険給付の決定、賦課徴収、特定健診などの保健事業につきましては、これまでどおり市町村で行うこととなるため、市民の皆様にとって大きな相違はないものと考えておりますが、被保険者証と高齢受給者証の一体化及び交付時期の変更、葬祭費の増額、道内の住所異動における高額療養費の多数回該当の継続などにつきましては、来年度から変更を予定しているところであります。

続きまして、（３）財政運営が移管されることによる本市の国民健康保険制度への影響についてであります。新たに発生する事務処理といたしまして、都道府県が財政運営の主体となるため、全道で被保険者の資格情報等を共有するシステムを運用するほか、今後は市町村が保険税をもとに納める納付金などにより北海道が保険給付費を医療機関に支払う仕組みとなることから、市町村にとって安定した財政運営を行うことが可能となるものであります。

続きまして、（４）保険者努力支援制度の概要及び平成30年度以降の運用についてありますが、保険者努力支援制度につきましては、国が特定健診等の受診率や疾病予防の取り組み等を得点化し、その点数により市町村に対して交付金を配分する制度であります。これは、高齢化の進行により増大する医療費を抑制するため導入されるもので、運用につきましては重症化予防、特定健診の受診率、後発医薬品の使用割合、がん検診の受診率など、あらかじめ定められた取り組みの状況やその成果などについて評価されるものであります。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 ただいまの説明で概要については理解できました。市民には余り大きな影響はないということですか、市町村にとっては財政運営的にはこれまで以上に安定的な運営ができるのではないかとということも含めて、概要についてはおおむね理解できました。

そこで、さらに詳しいところについて再質問しますが、まず1つ目にこの都道府県単位化というのは、残すところ準備期間もあと3カ月足らずになってきたわけなのですが、今後のスケジュール等の市民への周知についてどのように考えているのか考えを伺いたいと思います。

2つ目に、保険者努力支援制度についてですが、先日もマスコミに掲載されておりましたけれども、既に28年度の前倒し分が実施されていますよね、今年度。その状況について、砂川市はどのような取り組みをしているのか、その辺についてまずお伺いします。

まず、そのあたりから質問をさせていただきます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 2点ほどの再質問ということでございます。

まず、1点目、今後のスケジュール、市民への周知方法ということでございます。今後

につきましては、今月末に国からそれぞれの市町村が負担する費用を算定する最終的な基準が示される予定でございます。来年の1月中になろうかと思いますが、新年度、30年度の国民健康保険の事業に係る納付金等の通知がされる予定になっておりますので、それを踏まえて新年度の予算に反映させていきたいと考えているところでございます。

また、現在交付しております被保険者証につきましては、有効期限が平成30年の7月末までとなっておりますので、7月から8月にかけて新しい被保険者証を発送したいと考えているところでございます。

また、市民への周知ということでございますが、本年の10月1日号の広報すながわにおきましてこの都道府県の単位化の概要につきましてはお知らせをして、周知を図ったところでございます。30年度からの制度の概要、また市民の皆様にかかわる被保険者証等の変更点などにつきましては、来年の4月の広報すながわ、また市のホームページにおきまして改めて詳細についてお知らせをしたいと考えているところでございます。

次に、2点目の保険者努力支援制度の砂川市の取り組みでございます。28年度の評価項目としましては、特定健診の受診率と、あとは糖尿病重症化予防への取り組み、後発医薬品の使用促進、収納率向上などがございまして、砂川市には229万6,000円が交付されたということでございます。本市におきましては、特に今特定健診の受診率向上に向けまして市内医療機関と連携しまして、検査の結果の情報提供、個人病院での健診受診の拡大、また勧奨はがきで健診を呼びかけるなどに取り組んでいるところでございます。これによりまして受診率につきましては、昨年度が40.9%、今年度確定しましたが、45.3%と年々上昇しているというところでございます。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 28年度の前倒し分については、砂川市においても努力が認められて、先ほど229万6,000円とおっしゃったのですか。そういった国からの交付がされているということは喜ばしいことです。具体的にはふれあいセンターですとか市民部の皆さんが頑張っているから、こういった交付につながっているのかなと思うわけなのです。

それで、今特定健診の受診率のお話がなされておりましたけれども、これはたしか目標があるはずですよ。年々砂川市は上がってきて、40.9%、45.3%と受診率が上がっているということは、保健師さんの指導ですとかその辺がきめ細かな取り組みが今実りつつあるのかなと思うのですけれども、この目標とする数値はどういうものになっているのか。また、今パーセンテージは何だったのですけれども、全道における特定健診の受診率のポジションというのは今こういったところにあるのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 ご答弁する前に1点訂正をさせていただきたいと思いますが、先ほど国保の特定健診の受診率につきまして間違ったご答弁を差し上げたようでござい

す。正しくは、平成27年度が40.9%、平成28年度が45.3%ということでございます。

今ご質問ございました特定健診の受診率の道内における位置というようなお話でございました。特定健診の受診率につきましては、今お話をしたとおりでございます。平成27年度分ということになります。全道では179の市町村中60番と。都市部、市のみにおきましては、35の都市のうち砂川市は5番目という位置づけになっております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

申しわけございません。目標につきましては、今現場では平成29年度に60%を達成するように取り組んでいるところでございます。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 目標60%というのは、これは全国の目標でもあるわけなのです。砂川市は先ほど45%でしたか、昨年度の実績は。これは、一見目標からすると乖離はあるのですけれども、それでも全国の標準から比べると結構努力しているということが数値でも把握できるのですけれども、今全道のポジションですか、全道で市が35市あって、今たしか5番目の位置にあるという報告だったと思うのですけれども、結構現場もそれなりに努力しているということが理解できます。

次に、先ほど努力支援制度について触れておりましたけれども、その概要についてはわかったのですけれども、その中で特徴的なものとして、国民病と言われている糖尿病の重症化予防について、今回の評価制度の中では加点割合が結構高くなっているわけなのです。この糖尿病の重症化予防策について砂川市はどのように取り組もうとしているのか、この考え方について伺います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 糖尿病重症化の予防についてのご質問でございます。当市の取り組みの状況でございますが、糖尿病が重症化しやすい医療機関未受診者及び受診をされていて中断をしてしまうような方に対しまして、適切な受診勧奨や保健指導を行い、医療に結びつけていただくというようなことと、今糖尿病性の腎症などで通院する患者さんのうち重症化しやすいと思われる方に対しましては、医師会と連携しながら保健指導を行いまして、これは人工透析への移行を防ぐことを目的としました糖尿病性腎症重症化予防プログラムというのを本年度策定したところでございます。現在このプログラムに沿って取り組みを進めているところでございまして、一定の基準で抽出された患者さんにつきましては、地区担当の保健師がかかわることとしております。また、対象者の把握につきましては、より多くの方の健診データが必要になるということでございますので、こちらの観点からも、先ほどもお話ししたとおり、特定健診の受診率の向上ですとか、またさらに未受診者の対策にも、今でもそうなのですが、今後も力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 引き続き保険者努力支援制度について伺いますけれども、評価の指標の中で個人へのインセンティブの実施という項目があるわけなのですけれども、これは具体的に言うとしたらどのようなことをやろうとしているのか、その取り組みについて伺います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 個人へのインセンティブというお話でございます。疾病予防ですとか特定健診を受ける個人に対する動機づけになるような仕組みをつくるというようなものでございまして、今砂川市で取り組んでおりますのは北海道健康マイレージ事業というものでございます。こちら実施の主体は北海道ということになりますが、北海道と各市町村、協力の事業者、企業等と連携を図りながら実施しているものでございまして、砂川市も今年度からこの事業に取り組んでいるものでございます。こちらにつきましては、希望者にポイントカードを配付しまして、特定健診、がん検診を受診した際にあらかじめ定められたポイントを付与します。そして、一定のポイントがたまった方については、抽せんではありますが、北海道から特典が提供されるというような事業になってございます。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 今の説明の中で、北海道マイレージ事業ですか、今そういったことをご説明いただいたのですけれども、市のホームページのほうでも概要については報告されていきますけれども、今取り組んで、緒についたばかりで、まだ1年たっていない中で恐縮なのですけれども、市民の反応というか、参加状況というのはどうなっているのか。

それから、先ほど個人へのインセンティブの取り組みについては、道が中心におやりになるというようなことをおっしゃっていましたが、道は道としてやるようだけれども、それぞれの自治体でも特徴ある取り組みをしている自治体もあるようだけれども、砂川市としてその辺については今後どのように取り組もうとしているのか、今後の考え方についても伺います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 健康マイレージ事業への参加状況と今後の個人へのインセンティブへの考え方についてというご質問でございますが、まず現在参加されている方につきましては、109人の方が参加されておまして、既に定められたポイントがたまって、応募されている方が76名いらっしゃいます。この事業につきましては、一年一年の事業でございますので、今年度につきましては来年の3月末までふれあいセンターで取り扱っているということでございます。

また、この事業につきましては、道の予定では30年度まで実施するというようなお話を伺っておりますので、現場としましては来年度もこの事業に参加するというような考え方で今準備を進めている状況でございます。予定としては30年度で終了ということでございますし、またこの個人へのインセンティブが保険者の努力支援制度に盛り込まれてい

るということもございますので、今後は砂川市において市が単独でというようなことになろうかと思いますが、どのような取り組みができるのかというようなことにつきましては、それぞれ関係する部署その他の関係機関等とも連携協議させていただきながら考えてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 平成30年度までが道としての取り組みということは理解しました。それ以降についても、これから市としてどうするのかという考え方も検討していくということについても理解しました。

ただ、健康という意味では、部長も先ほどおっしゃっていましたがように未来永劫私ども砂川市の大きな課題でもありますので、市民への健康づくりの課題、ここには大きな病院もありますし、それからふれあいセンターなり、そういったところの健康づくりのスタッフの方々も1万7,000人のまちとしてはかなり充実した体制が整っていると思うのです。先ほど健診の受診率についても伺いましたけれども、目標60%にはまだまだ差がありますので、これは今後も現場としてしっかり取り組んでいただいて、砂川市民の健康を守る取り組みを継続的に強化していただきたいと思いますし、また時期を見ながら改めてその後の取り組み方についても検証をさせていただきたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終了いたします。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

多比良和伸議員の質問を許します。

多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 (登壇) それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目、観光振興の取り組みについてということで、北海道の観光入り込み客数は増加傾向にある中、道外客の入り込みは伸び悩みの傾向にあり、一方で外国人の来道者数は平成28年度に230万人と過去最高を更新しました。また、その旅行形態を見ると、リピーターが多く、家族旅行などの個人旅行が大半を占めています。このような状況の中、砂川市のインバウンドの受け入れにおける観光振興に対する考え方と今後の取り組み内容についてお伺いいたします。

大きな2番目といたしましては、産業振興の取り組みについてでございます。(1)地域未来投資促進法について。本年7月に施行された地域未来投資促進法は、地域が自立的に発展していくため、地域の強みを生かしながら、将来に向け基盤を整備することを目指すもので、さきの社会経済委員会においても基本計画の策定を進めているとの報告があり

ました。この基本計画において市としてはどのような事業者を対象に、またどのような取り組み内容を考えているのかをお伺いいたします。

(2) 産業振興の取り組みの見える化について。産業振興に取り組む上で市がどのような考えのもと、どのような達成すべき目標を掲げ、それに向かい現在どのような政策が行われ、またその達成状況はどうなっているのかという情報が見える化し、市民との意識共有や課題の共有、さらに成果についても共有していくことが非常に重要であると考えます。そこで、第6期総合計画や産業振興にかかわる計画や事業などを体系化し、市民にとって見える化した産業振興ビジョンやアクションプログラムなどを策定する考えがないのかをお伺いいたします。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 (登壇) 初めに、大きな1、インバウンド受け入れにおける観光振興に対する考え方と今後の取り組み内容についてご答弁を申し上げます。

インバウンドの受け入れにつきましては、平成27年に芦別市、滝川市、赤平市、歌志内市、砂川市の5市と各市の観光協会など観光関連事業者が連携し、東空知観光周遊ルート創出推進協議会が設立され、この協議会では平成28年度に外国語パンフレットの作成を行い、平成29年度には台湾のプロガーなどにツアーを体験していただき、SNSでの発信やご意見を伺い、観光ルートの検討を行っております。当市においては、地方創生交付金を活用し、平成28年度に砂川観光協会のホームページを改修した際に5カ国語の多言語化を行い、これらを活用して本年3月から砂川観光協会によるインバウンドに向けた情報発信が行われております。

また、平成28年8月に一般社団法人砂川青年会議所においてインバウンドモニターツアー、ビジット砂川2016を主催し、主催者として砂川市におけるインバウンド事業の可能性を見出し、今後さらにインバウンド事業を推進するため、モニターツアーで中心的役割を担った方などが中心となり、平成29年5月に砂川市インバウンド受入協議会が設立されました。当市では、砂川市インバウンド受入協議会に対し事業費を支援するほか、モニターツアーで義士衣装を着る体験が好評であったことから、インバウンド事業でも活用していただくため、義士衣装を新たに購入し、貸し出しを行っております。

砂川市インバウンド受入協議会の事業内容としては、台湾ブロガーを招聘し、SNSを通じた当市のPRや砂川観光協会のホームページで発信している当市のPR動画に繁体中国語の字幕を入れるなど、インバウンド受け入れに向けた情報発信を行いながら、台湾の旧正月を指す2月の春節に台湾の観光客がハイウェイオアシス館に大勢来ることが予想されることから、来館者を対象に義士衣装を着る体験イベントなどを計画されております。当市といたしましては、東空知観光周遊ルート創出推進協議会にて広域的なインバウンドの受け入れを検討するとともに、砂川観光協会や砂川市インバウンド受入協議会など地域で積極的に活動している団体と連携し、必要に応じて各団体の支援をすることでインバウ

ンドの受け入れ体制を整備し、誘客につなげてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、大きな2、産業振興の取り組みについてご答弁を申し上げます。初めに、(1) 地域未来投資促進法の基本計画における対象事業者と取り組み内容についてであります。地域未来投資促進法は、事業者が地域の特性を生かした新たな取り組みを行うことで高い付加価値を生み出し、地域への経済的波及効果を及ぼす事業を促進するため、本年6月に企業立地促進法が改正され、7月31日に施行されたものであります。同法の適用を受け事業者が国の支援を受けるためには、国の基本方針に基づき市町村及び都道府県が基本計画を策定し、国の同意を得るとともに、事業者は地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県知事の承認を得ることとなっております。

現在策定中の計画では、支援を想定する事業者として、市内全域にある地域の特性を生かした食料品製造関連分野や飲食料品小売分野、物づくり関連分野の事業者を想定しており、設備投資などにより高い付加価値を創出する事業を促進することで売り上げの増加や雇用の拡大などにつなげ、地域の経済的効果を高めることを目指す内容となっております。当市におきましても今後国からの支援等を希望する事業者があらわれた際に、遅滞なく支援できるよう必要となる基本計画の策定を進めております。

この法による主な支援措置といたしましては、国が事業者に対し特別償却等により設備投資を行った初年度の法人税負担を軽減する減税措置を初め、人材、金融、情報などの分野で支援を行うとともに、地方公共団体に対しては同法の適用を受けた事業者に係る固定資産税等の課税免除を行った際、普通交付税による減収補填を行うことなどとなっております。

続きまして、(2) 産業振興の取り組みを見える化した産業振興ビジョンやアクションプログラムなどを策定する考えについてであります。本年6月の第2回定例会における多比良議員の一般質問にありました砂川市の経済政策に対する市としてのビジョン、方向性を示す考えについての際にもご答弁を申し上げます。市の産業振興につきましては第6期総合計画に基づいて進めているところであり、第6期総合計画で示した産業振興に取り組むための基本的な考え方や目標、平成28年度分までの進行状況などは、市のホームページの市政情報の中で第6期総合計画における事務事業進行管理の実施結果として本年11月に公表しており、さらに平成28年2月に策定した創業支援事業計画を初め、中小企業等振興条例、企業振興促進条例などの助成制度、商工振興や観光推進のために行う事業などについては、個別に情報発信をしているところであります。現在のところ産業振興ビジョンやアクションプログラムまでのものを策定する予定はございませんが、市民と行政が同じ目標に向かって産業振興に取り組み、計画や助成制度、事業などを関連づけながら推進することは、より大きな効果が得られるものと考えられますので、計画や取り組みを体系的に整理し、さらに市民への見える化を進めてまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 それでは、1番目のインバウンド関係からご質問していきたいと思いますが、過去、6年ぐらい前になりますか、インバウンドに関して第一声ということで話しさせていただきましたけれども、それからは大分状況も変わってきましたし、そのときにまさか昨年度でいうと230万人も来ると、またさらに伸びそうだと。これは国策も相まって、直行便の就航が多くなっていったりとかいろんな要素がある中で、日本という安心、安全な国に憧れる世界の国の方々が非常にふえてきているというようなことを本当に実感するところではございますけれども、観光に関しましては、交流人口の一般質問もさせていただいてはおりますけれども、本当に裾野が広くあるなと感じますし、それにおける経済効果というのが砂川に対しては恩恵としては非常にあるのではないかとということで何度も質問させていただいているところでございます。

砂川市も徐々に人口が減っていておりますし、ただ、今ある人口に対する経済というのが砂川市にはあるわけですが、それらを衰退させていけないためには、どうしても交流人口を含めたその中の一つ、インバウンドも手法としてはしっかりやっていかなければいけないと思うわけです。あるデータによりますと、砂川市に、例えばどこのまちでもいいのですが、25人が1泊することで市民1人当たりの1年間の経済効果に匹敵するというデータがございます。これは、大きい、小さいは別としても250人が年間通して1泊していただければ、人口が10人ふえたことと同じというデータとなるわけなのですけれども、移住、定住等々も含めて何とか人口をふやす、企業も頑張ってもらって雇用をふやす、いろんな方法があるのでしょうか、いろんなことをそれぞれがしっかり着実に一步一步前に進むことが非常に大事ななというふうに感じております。

実際にはインバウンドに向けてということで、どうしていけばいいのかというところではございますけれども、私なりにおととしの青年会議所における事業から参加しておりますので、そこから1年半で見えてきた部分ということを少しご紹介したいと思います、あくまで自分たちだけでやってもしょうがない。この後に一般質問の中にもありますけれども、私なりにアクションプログラムのなものをつくってみましたので、それに沿ってお話しさせていただければと思います。もちろん目標は、第6期総合計画における「にぎわいと新たな活力を生み出すまち」ということが最終目標ということになるわけですが、それに向かうアクション項目といたしまして、まず現状をしっかりと整理すること、そして受け入れ体制の整備、そしてそれを受け入れるための人材の育成、さらにはそれぞれのコンテンツの情報発信という形に大きく分けてなろうかと思います。

まず、現状の整理からいきますと、一口に観光客といっても大きく2種類あって、大型観光バスによる団体ツアーというものが1つと、それから最初にお話ししましたが、個人旅行者、リピーターも特に多くなっています。FITといった個人旅行者がいると思います。団体ツアーというのは、本当に受け入れると結構一撃必殺みたいなところがあって、

大きな経済効果も期待できる場所なのですからけれども、実際砂川がそれを受け入れられるかということ、駐車場の広い整備が必要であったりとか、それから多くの人数が一度で食べられる飲食スペースが必要になったりですか、そういったところで現状なかなか難しいのであろうと。また、多くの人数が来たときには、それを受け入れるためのスタッフもまだまだ整備がそろっていないということで、なかなか直近でそれをどうこうするという事は難しいのだらうなという気がします。

一方、FITといった個人旅行者に関しましては、消費活動というのは家族単位であったり、少人数ということになりますので、そこまでの経済効果ではないというところでもありますけれども、ただ現状の中では最近ニーズでもあります体験型のコンテンツなんていうのは、砂川市としても十分に磨き上げていけば魅力的なものになっていくのではないかという感じがいたします。そういった小さい一つ一つの魅力的なコンテンツを磨き上げて、それがどんどん、どんどん受け入れる人数が多くなっていけば、団体も受け入れられるようになっていくのではないかということで、そういうステップがまず必要であらうと。ただ、多くの人数を受け入れられるところがあれば、それはもう即座に先ほどの東空知の周遊ルートの中に組み込んでいたりとかそういったところ、広域での取り組み、どこを広域でやり、どこを自前でやりということをしかり明確にしていきながら、プロモーションを行っていくのがいいのだらうなという気がしております。

受け入れ体制についてですけれども、一つの企業とか施設、そういうところで受け入れられるものと、それから有償ボランティアなどを活用した小規模なものということになるかと思えますけれども、砂川市においては一部団体の受け入れ、特に買い物等、特にしつらえるものが必要のない部分、そういったところには今も来ている部分ではありますけれども、さらに一部ですけれども、会社でのワークショップだったりだとか、そういったものを受け入れている会社も本当に一部ございますが、常時受け入れる体制になっているかということ、そういうことではないと。また、専属の人材を配置して、それらを常に受け入れる体制ができているかということ、またそういうことでもない。そういうことなので、なかなかすぐにルートとして確立して、プロモーションできるかということ、まだそういう段階ではないのかなと。

有償ボランティアでの受け入れということになると、現在インバウンド受入協議会が宝島旅行社さんと連携しながら商品開発を進めています。今実際に募集を行っているのは、義士装束を着てお餅をつこうというようなプランなのですからけれども、こちら2週間ぐらい前から公募は開始しています。個人旅行者、特に宝島旅行社さんが受け入れているのは欧米の富裕層の方、そういった方たちが1週間から10日、2週間といったバケーションを北海道で楽しんでいると。そういった方たちに対して今プロモーションを行っている最中で、希望者がいればあしたにでも来れば受け入れるよという体制でなっているわけなのですが、ただ我々がやっていることはあくまでそういったニーズがあるのかどうなのか、そ

して実際に来たときに受け入れるためにはどういった手法が必要なのか、そういったノウハウを蓄積するための企画でございますので、これをどうやってこの後持続可能な継続的なものにしていくかということ調査するためのものなので、実際としてはまだ受け入れる部分というのはできていないというのが現状でございます。

あとは、各商店、個店、飲食店の外国語表記という部分での受け入れ体制なのですが、ほとんどまだ砂川市に至っては準備できていないというのが現状であろうと思います。これも何年か前にこういったものも必要なのではないですかというご質問をしたことがあるのですが、そのときはそういう時代が来れば必然的にそういうのはできていくのではないかというようなお話だったので、いろいろなセミナーを受けるとそれは実は余りよくないよというお話で、しっかり来る、来ないは別にしても準備しておかないと、実際に来てしまったときに本当に全然受け入れ体制ができていないねというような、今はもう個人情報の発信というか、SNSを通して物すごく拡散力があって、そういうものでネガティブな発信をされてしまうということなので、できることであれば早急にそういうものをしっかりと整備していかなければいけないのだろうなという気がしております。

次に、一番大事だというか、人材育成の部分なのですが、人材育成と一言で言っても何が必要かということ、まず外国人を受け入れるための心得ですとか、もちろんそれぞれの言語、それからこれからどんどん、どんどん個人者向けに開発していこうとしているコンテンツの専門知識、やっぱりそういったものを少しずつお手伝いしていただける方にも落とし込んでいかなければいけないという作業があるかと思えます。言語でいうと、現在市内に多言語ができる方がどれくらいいて、その中で通訳ボランティアとしてお手伝いいただける方がどのくらいいるのかというのは調べてみないとわからないところですが、実際難しいのだろうなということも想定されますので、そういった意味では多言語対応の翻訳機ですとか、あとは翻訳アプリなんか結構ありまして、ただその使い方というものもみんなに紹介していかなければいけないのだろうとも考えております。

今回台湾のほうに行ってきたわけなのですが、その中で1つ驚いたというか、ちょっと面食らってしまったというのが、東川町さんは台湾観光協会みたいなものの事務所を台湾に構えていて、そちらの主な業務というのはもちろん北海道旅行の東川町を含めた旅行プランなどを提案しているわけなのですが、一番大きい事業としては、東川町に町立の日本語学校があるのです。その受け入れ窓口がその会社という形になります。1カ月コース、2カ月コース、3カ月コース、半年コースとあるのですが、学生の夏休みだったりそういうものを利用して行きませんかというようなものから、今後ビジネスに生かすために半年みっちりやりませんかということで、町立の学校を立ち上げている。その授業内容を聞いたら、午前中だけ授業があって、午後からはそれぞれ旭川を含めた町の域内、域外を含めてどんどんいろんなアルバイトをしなさいというようなことで、自前で

外国人を抱えているような、常に使いたいときに一緒に手伝ってもらえる有償ボランティアが年間60人ぐらいずつ常にいるというような状態とのことなのです。その辺は、先々見越してそういった整備をしているのだなと思ったのと、それはそれなりにやっぱり経費もかかっているそうで、その学校の窓口として委託をされているその会社は、年間900万ほどかけて受け入れから一人一人のフォローアップまでその会社が行っているということでございます。学校が1つそういうふうであれば、もちろんそこでの雇用というのもあるでしょうし、町の中の至るところのそういった部分の受け入れに関する悩みというのは大分解消されるでしょうし、もう10年以上の取り組みになっているのですけれども、台湾の中でも同窓会ができて、定期的に皆さんが東川町にまた里帰りするという言い方をするのですけれども、本当にしているみたいですし、しっかり交流されているなと思いましたが、さすがにそこまで急にはできないとは思いますが、そういったことも視野に入れながら、そういった人材を確保していくというのも一つの手だなと感じてまいりました。

あとは、その受け入れに対する心得等は、セミナー等の受講や受け入れワークショップなどを通じて知識と経験を養っていただけたらいいのではないかと思いますし、専門知識の習得に関してはそれぞれのコンテンツと一緒に参加していただいて、その中でいろんなお話を聞いていただいたり、いろんなものを習得してもらえばいいのかなと感じております。

最後の情報発信ですけれども、旅行会社へのセールスコール、旅行博覧会へのブース出展、旅行雑誌への掲載、ブロガー招聘による情報発信、SNSといったところに手法としてはなるのだろうと思いますが、まず旅行会社へのセールスコールは、国内外を問わずセールスコールを直接行うことは、非常に重要だなと思いました。実際今回台湾でも台湾3大旅行者の一つの五福旅行社のほうと、それから日系企業を含めて5社回ったわけなのですけれども、日本への旅行者はリピーターも含めて非常に大人気で、それぞれ新しいツアーコンテンツを何かないですかということで本当に模索しておりました。参加した空知の各市町のPRを本当に熱心に聞いておられましたし、ただそのほとんどが団体旅行向けの情報を求めているという現状がありまして、砂川を代表して我々としてはなかなかそこまで団体の受け入れができていない状況だったので、その場で商談成立というところまではいけなかったのですけれども、若干つらい思いはしたのですが、非常にそういうところでのPRというのは大事だなという結論でございます。

さらに、旅行博覧会へのブース出展ということなのですけれども、今回台中における旅行博覧会を丸1日砂川として出展させていただいたのですけれども、参加者の北海道への憧れは非常に強く感じました。今回義士の装束を自分たちで着て、そして着せてあげられる衣装も持って行って、それを着ていただきながら、そして砂川市のお菓子を返礼としたアンケート調査を行ってきたのですけれども、本当に想定を上回る大人気で、用意していた分の全てが午前中ではけてしまって、午後からちょっとアンケートをとるのに苦慮した

部分なのですが、ただ結果の精査はさまざまなのですが、来道回数、行き先、目的、情報収集素材、また北海道でどんなことをしてみたいかというような内容に対しまして、皆さん本当に真剣に答えていただきました。今後このアンケートをもとにコンテンツ整備に生かしていきたいと思っております。

あと、旅行雑誌に関しては、アンケートによるとほとんどの方が旅行雑誌を参考にしていくということでありました。だから、非常にこれも有用な手段なのだろうと思うのですが、ただどの雑誌のどのぐらいのボリュームのというのがなかなかちょっと見きわめが難しいなというのと、それから1度見積もりをとったことがあるのですが、相当に金額が高いということもあって、今すぐどうこうというのはなかなか難しいのかなという気がしております。

次に、プロガーの招聘ということになりますが、手法としてはこれも非常に有用だと、アンケートを見てもそういう結果でございました。ただ、これも受け入れる準備がしっかりできていて初めて効果が最大限発揮されるのかなというようなことを感じておりますので、これもこれを実施するタイミングというのが非常に大事だという結果でございました。

あとはSNS等も含めてなのですが、こちらはそこで情報収集するという形ではないということがよくわかったのですが、ただ今回アンケートを150人にとったところ、砂川の情報を配信しますので、IDを教えてくださいと言ったら45人の方からIDを教えてください、今現在きのうもおとといも私が砂川の景色を写真で送ったり、池内商店の海鮮丼を写真で送ったり、それを台湾の方と今やりとりしながら実際にやっているのですが、非常に効果はあるような気がします。反響は物すごくいいです。そういう手法が結果はまだ出ていませんので、その中から一人でも二人でも、十人でも二十人でも砂川に北海道に来たときに立ち寄っていただけるとなれば、これは一つの手法なのだろうと思っておりますので、ちょっと継続的にやってみたいと思います。

これまでで見てきたのは、砂川市として今後どのように進めるかということなのですが、団体旅行としてすぐに受け入れられる可能性のあるものの受け入れ体制整備をまず急ぐ。例えば三谷果樹園さんですとかハイウェイオアシス館のミングル、そらいちマーケットなどは大人数を受け入れられる可能性があるのも、そこら辺の多言語対応、そしてそれらを利活用した広域周遊ルートの確立とあわせてセールスコールやブース出展を検討すべきと考えます。また、FITの受け入れに関しては、各個店の多言語化が最低限必要となり、さらには体験型コンテンツの開発、それに伴う人材募集、人材育成が急務となり、受け入れ研修を目的としたセミナーやモニターツアーの実施が必要となります。その上で、受け入れ可能人数が多くなっていけば団体客の受け入れを視野に入れ、情報発信をして、さらなる充実を図っていくことが望ましいとまとめさせていただきました。

最後に、今回我々が自腹で台湾に行ってセールスコールやブース出展をして、多くのことを学んだわけなのですが、ほかの市町村に関しては行政職員が出向されてきてい

ましたので、その中で皆さんから砂川さんはそういった方たちがいてうらやましいですねと言われたのですが、我々だけでどんどん、どんどん頭でっかちになっていってもあれなのですけれども、もし検討していただけるのであれば今後は行政職員の方も一緒にこういうものに参加していただいて、情報を共有していただければと思いますので、海外視察や各種セミナー等への共同での参加を強く要望したいと思います。

また、受け入れ体制の整備や多言語対応、商品開発をともに参画してもらうための人材が本当に必要になっています。そこで、インバウンド専従の地域おこし協力隊の募集をお願いしたいなと思っております。

FITに関してなのですけれども、体験型コンテンツと市内のきれいな景色とか市内の飲食店を組み合わせることで、本当に充実した体験ツアーを行うことができるのですけれども、そこでさらに1泊してもらうことなどができれば、さらに充実したツアーを企画することができると思うのです。市内にはその拠点となり得る建物、きのうの黒議員の質問にもありましたけれども、ああいう建物があれば、そこに農水省が盛んに推奨している農泊事業予算などを利活用してそこら辺を整備することができれば、そこに地域おこし協力隊などを配属して、管理人として将来的に配属して、官民共同でのものと管理運営していったりすると、どんどん、どんどんこれからも推進していけるのではないかといいところなのですが、長々と一人でしゃべらせていただきましたけれども、総評があればお願いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 ただいまインバウンド観光推進に向けた議員からアクションプログラムということで現状の整理、体制の整備、人材育成、情報発信など多岐にわたって整理されていると思っております。現状の課題ですとか今後やっていかなければならないなという、そういったご指摘につきましては、私どもと認識はそう変わっていないなと感じております。

これまでも観光協会を中心に、国内、国外の方の受け入れについてはどうしていこうかということはやってきていましたけれども、今回インバウンド受入協議会が設置されたということで、JCの活動からのものなのですけれども、そういったことで地域でインバウンドの受け入れについての動きが出てきたということでは、今まで行政だけ、観光協会と協力しながらですけれども、やっていたものがもう少し市民を含めた一体となったインバウンド受け入れにつながっていくのだなということで、具体的には今年度からの活動となっておりますけれども、これからもそういった方々との連携を通じて、今課題とと思っている部分についてはいかに解決していった、特に海外の方については、那須ファームにヒマワリの時期にちょっと来ていたという話は聞きますけれども、まだまだ市内を歩いているという姿は見えていないという状況もあります、来たときにどうするのだということもあります。なので、インバウンド受入協議会が発足された、観光協会でも今観光振興に

力を入れていくという状況がありますので、多言語対応、外国のお客様が来られたときにきちんと対応できるそれぞれのお店の対応というところにつきましては、役所のほうでもおもてなし観光ワークショップというのを今年度始めましたけれども、そういった取り組みの中でも各個店が、外国人の方が来られたときに困らないような、そんなようなことを、それぞれ個店の考え方もありますので、それを無理強いすることはできないのですけれども、今後外国人が来られる可能性があるということを皆さんにも意識していただきながら、そういった取り組みに結びつくようなことをやっていきたいなど。その先におっしゃるようにSNS、情報発信の環境がまだ砂川市については弱いという部分があります。観光協会がホームページをリニューアルしたときに、砂川フリーということでワイファイ環境を整えるということもやったのですけれども、市役所ですとかゆうですとかJA新すながわなんかは、SUBACOもそうですけれども、そういったところはワイファイ環境にしたのですけれども、それ以外のところはなかなかその話に乗ってくる状況にはなかったということがあります。その砂川フリー以外にもそれぞれ例えば北葉楼さんとかソメスさんとか単独にワイファイ環境を整えているのですけれども、外国の方が日本に来られて一番困るのがワイファイ環境だということがありますので、砂川に来られたときにそういう環境をみんなで作るということが大事だということも各個店の皆さんに理解していただきながら、ただその後経費もかかることですので、それぞれお店の考え方になりますけれども、ただそういう時代がもしかしたら今もうすぐそこまで来ているかもしれないということも理解していただきながら、どういう支援ができるかということも含めて考えていきたいなと思っております。そういったことで、お店の受け入れもあるのですけれども、各団体ですとか市民個人の受け入れの考え方とか、そういったことを含めながらどんどん広めていきたいなと考えております。もちろんそれはインバウンドだけに限らず、道内の方、道外の方の受け入れにもつながると思いますので、そういった共通の思いの中で、外国の方が来たときにも同じように対応できるような意識づけを少しでもこれからやっていきたいなと思っております。

その中で、先ほど通訳ボランティアの話もありましたけれども、よっぽど外国の方が来られて意思疎通に困るという状況が見えてくれば、それは当然通訳ボランティアですとかということも考えられるのですけれども、現状議員からもありましたように今スマホのアプリで外国の方と会話ができるという状況もあります。ただ、そのアプリの使い方というところになると、まだ十分、私も含めてですが、活用されていないというところはありますので、そのアプリの使い方についてもおもてなし観光を進める中でそういった講習会みたいなものができたら、あるいはワークショップの中でそういうことをこうやってやれば使えるのだということもお互いに理解し合いながら進めていければなと思っております。

今回協議会の皆さんは自費で台湾に行かれたということで、実は私どもの職員も私事旅行で台湾の旅行博に今回行った職員もいます。やっぱり行って肌で感じるものはあるとい

うことで、国内の先進地の視察というのも大事なのですけれども、行く行くはそういったことも必要に応じて検討してまいりたいと思っております。

あと、協力隊の活用ということでございます。現状SUBACOに2名と、商工労働観光課に2名と、今4名体制で協力隊員がいるのですけれども、人材確保という部分で非常に困難な部分があります。ただ、観光振興においても協力隊員を活用するということは十分に考えられることで、ただ専従でそれが必要かという部分になりますと、そこはまだ検討する余地があるなど。現状の協力隊員の活用の中で観光振興も担わせる、その中でインバウンドの対応ということもあると思っておりますので、まずはそういったことで協力隊員の活用をしながらやっていきたいと考えております。

あと、農泊の話もありました。確かに今国のほうで農泊については非常に推進をしております。たしか平成23年だったと思うのですけれども、旅館業法が緩和されまして、それ以降農泊に取り組む方がふえてきているという状況はあります。ただ、最近いわゆる民泊新法が公布されまして、農泊につきましても今までは個人で、主に修学旅行の子供たちを受け入れていたということはあるのですけれども、一般の人を受け入れるという場合には、今までは個人で任意でやっていたのですけれども、協議会のようなものをつくって、地域全体で、できれば行政も含めてやりなさいというような国の方針が変わってきているということもありますので、その辺は地域の皆さんが農泊に取り組みたいという要望があったときにそういった情報を提供しながら、こういった体制ができれば砂川で農泊に取り組めるのか、そこに対して外国人が来るのかという、インバウンドも含めてです、なので情報を今収集しながら、あるいは提供をしながら、こういった体制で観光振興につなげていけるかということもあわせて考えていきたいと思っております。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 この件に関しては最後に、今回北海道観光振興機構の主催で行ったわけなのですが、空知振興局長並びに深川市長も参加しておりましたけれども、まさにトップセールスということなのでしょうけれども、そのあたりも含めて市長の今後に対する考え方があれば教えていただければと思います。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 市長にということでございます。きょうは、傍聴の方も結構来られておりまして、市長となってからいろんなところに出かけるのですけれども、若い人たちがいろんなことをやっている、または高齢者の方がいろんなことをやっていることを見るのが私は大好きでございまして、何とか応援したいなということで、できる範疇では応援をしてきているわけでございますけれども、今のインバウンドの関係につきましては経済部長が答えたとおりで、それ以上私のほうから言うことはないのですけれども、全道市長会で各首長とインバウンドについて話すことがあるのですけれども、自然に黙っていても外国の人が来るようなまちのところは、全部を整備しなければならないとなるの

だけれども、ないところを急に市のほうが整備すると言っても、一般の市民が面食らうのではないかと。姿を見たことがないけれども、これで本当に来るのでしょうかと。多比良議員を否定しているわけではなくて、税金の使い方として、それなりの何かがないと行政はなかなか動けるものではないと。とりあえずやってみましょうという感じで行政が動くわけにいかないということだけをご理解いただきたいなど。

ただ、インバウンド受入協議会の方がいろいろ頑張っ、何とかその前段の条件、どういところに問題があるのだろうか、そういうことを調査していただいて、わざわざ台湾まで行かれたというのは非常に敬意を表するもので、本当にご苦労さんでしたと言いたいと思いますし、また何とかそこで調べた状況をさらにもっと深く掘り下げて、どこを砂川市がやっていけるのだろうか。宿泊が全部可能なのかといたら、私は可能だとは思っていません。来るか、来ないか、常時埋まるのだったらいいけれども、そういうところでないところでそれをやろうとしても、それは物理的に無理です。ですから、この砂川の立地条件の中でインバウンドとして機能するのはどこにあるのだろうかとかそういうところを、それと台湾の商業慣習というか、日本の旅行会社と同じように考えたら全然違って、旅行会社に権限があるかといったら組むだけで権限はなく、バスの添乗員がお金をもらって、もらった多いほうに寄るとかというのが台湾は一般的だと聞いてございますので、それで1回私が市長になったところに台湾の旅行会社と協議したときにそれで断念したという経過がございまして、それがまとまってくるような土壌のところだと、宿泊もあって、整備も整うのですけれども、その前段の作業を今何とかしようとしているといところでございまして、行政も何とか公費を出して進められるような条件はどこにあるのだろうか、それを調べてきていただきたかったというのがございますし、来年には職員がこぞって行くなていう、そんなことにはなりませんけれども、担当者を出しながら、それも一緒になって中身を精査して、どの辺なら可能性があるのだろうかというのをある程度市民の方にもわかってもらえるような形で進めない、なかなかこういうのってうまくいかないというのがございます。決して私は後ろ向きではございませんけれども、観光に得意なほうでもなく、私の守備範囲は少子化であったり、公共事業から地域振興からいろいろやらないとならないものですから、全てをやるといのは難しいので、担当に任さなければならぬ分野もございまして、その辺は協議会ができていますので、行政とも一緒になって来年もうちょっと掘り下げて進めていければと思っております。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員の質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後0時59分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

多比良和伸議員の質問を許します。

多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 それでは、地域未来投資促進法についての2回目の質問をさせていただきます。

国が示している成長分野の事例として、訪日観光客への消費喚起や地域産品のブランド化、専門職の専修学校の整備などを行う民間業者の取り組みなども対象となっておりますけれども、砂川市ではこの計画をもとにどのような産業振興を進めようと考えており、現在対象となっていない業種などを今後対象に加える考えというのはないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 現在策定中の計画でございますが、制度的に地域経済を牽引すると考えられる企業の活動を支援することで経済的波及効果を期待するものとなっております。砂川市の場合は、先ほど答弁させていただきましたが、食料品製造関連分野と食料品小売分野、そして物づくり関連分野ということで、そういった事業が地域の特性を生かしたものであるということで、これにつきましては北海道、北海道経産局と打ち合わせをしながら、砂川市の特性はそういうことだねということで計画の策定を今しているところでございます。そういったことから、この3分野に限って今は計画を進めていますが、それ以外の事業で地域の特性を生かしたものの、この制度に合致する事業であれば、それはこの後からもこの計画に追加することは可能でありますので、そういった事業だということで共通の理解ができたものについては、追加することは可能でございます。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 民間業者がこういうことをやりたいとかあくまで出てこないことには使い道がないのかなという気はするのですが、その辺を踏まえて今後どういった形で民間業者さんにこの制度の説明とか概要だとかそういったものを周知していく方法といったことを教えていただきたいと思うのですが、

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 今策定中の計画でございます。国の了解が得られまして計画が認められた場合には、すぐにホームページなどでこれを公表して、こういう計画があるよと。関連する分野の事業者で今後例えば設備投資ですとかといったことがある場合には、ぜひ相談してほしいというような話をしていきたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 これは、まだまだできたばかりなので、ほかの事例ということではないのですが、それぞれ道内でもこれを獲得する方向で向いて動き出している自治体が結構あるのですが、具体的にこんなようなことをやっていきたいというまちとしての方向性、今食品ですとか製造というちょっとぼやっとしている部分があるのですが、もうちょっと具体的にそれぞれの企業さんに説明するときこういうことでどうで

しょうか的なことというのは、なかなかこっちから提案するというのは難しいことなのでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 今回挙げた3分野につきましては、砂川はすながわスイーツを地域資源としたまちづくりということで取り組んでいますので、そういったお菓子の製造ですとか小売ですとかといったところがまず1つ。それと、砂川は皮製品を初め化粧品など、物づくりで頑張っているところもあると。それも地域の特性を生かしているねということでのそういった分野で今は3分野を挙げております。それ以外の分野においてもそれが砂川市の特性だということであれば、それは先ほど言ったように計画に追加することは可能です。まずは、計画が策定された段階で、国がこういう取り組みをしていて、砂川市もそれに基づいた計画をつくったということをご皆さんに知っていただいて、こちら側から事業者に対して提案というのはなかなか難しいのですけれども、随時いろんな企業さん、お店屋さんからの相談がありますので、そういった場合にはもし事業者がこれからやろうとする事業の計画をつくれるとしたら、こういった支援が受けられるという制度ができたということも紹介しながら、もちろんやろうとしていることに合致するほかの補助メニューもありますので、そういったことも紹介しながら、この制度についても広めていきたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 例えばお菓子のもりもとさんが外国人受け入れだったりとか、国内の団体観光客を受け入れるために製造工場の見学ツアーを通れるという道をつくったり、除雪したりということでこれをとりにいっているという情報があったりだとか、そういうのは先ほどの話でも言いましたけれども、砂川でそういうところがあれば、また一つのコンテンツとして発信していきたいなと思っているので、働きかけみたいなものとか、それから先進地事例が出てきたら同業の関係者に対しては、ほかのところでは例えばこういうことをやっているのですけれどもとか、向こうが意識していなければ向こうから話が出てくるというのはなかなか難しい部分があるので、そのあたりはぜひこんなものをちょっとやってもらえたらうれしいな的なことのおいを感じてもらえるような方法で、ぜひ企業のほうにもこの制度の周知をしていただければなと思っております。

本当に今砂川市が取り組むべきまさにこの地域の中でその制度を使って付加価値をつける。今までそういうお客さんがいなければ、そういうお客さんが物を買ってくれるということにはつながらないということで、それが付加価値ということになるのでしょうかけれども、そういうことをやっていけば、それをアテンドする方だったりだとか、もちろん商品が多く製造が必要になってくれば雇用もふえるでしょうし、この制度は都市部に人、物、金が集中しているものをどうにか地方でそれぞれの企業さんたちを応援することでその企業さんに頑張ってもらって、そこで雇用なり、消費なり、いろんなものを拡大していただ

こうというのがこの制度の趣旨だと思し、それは日ごろから市長が言われていることと合致する部分であると思いますので、ぜひとも丁寧な説明をそれぞれの企業さんにしていただきたいと思います。

次に、見える化についての話ですけれども、他の市で言われているいわゆる産業振興ビジョンとかアクションプログラムというのは、ずらずらといろんなものが並んでいて、書いてあることも物すごく長くて、これを市民と共有するというのは恐らく無理だろうなと思うのです。ただ、それをつくっていく過程というのが結構大事で、市民との意識共有というのに役立つのだろうなというのはわかるのですけれども、ただ、今現在どういうことをやっていて、それがどこに向かっていて、それが今進捗状況がどのあたりで、これを達成できたことによってこういう効果が出たというようなことでも本当に概要版というか、本当に市民が見てわかりやすい、新年度とかに配られる広報すながわで砂川市の予算をすごく市民にわかりやすい形で公表したりしていますけれども、産業分野であったにしても一つのそういうわかりやすいものをぜひともつくっていただきたいなと思うのですけれども、そのあたりはどうですか。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 1回目の答弁でも答えたように、なかなかほかのまちでつくっているようなボリュームのあるそういったものについては、現在策定する予定はございませんが、今おっしゃられたように、そういったものをつくっているまちでもその概要版というのがあります。その概要版とかを見ますと、砂川市でも第6計の概要版があるように、その中身をかいつまんで大事なところだけ書くというようなものを出していますので、産業振興にかかわる部分、第6計を頂点としたものなのですが、ほかにもいろんな計画ですとか事業などホームページの中で探せば全部あるのですけれども、それが体系的に一つになったものというのは今のところまだないので、産業振興のところについてまずはそういったものを体系的に一つにまとめてみるということはちょっと試みてみたいなど。民間の方と行政がそれで情報共有しながら、同じ思いで同じ方向を向いていければそれにこしたことはないの、まずはそういったもの、ほかのまちのものも参考にしながら、今ある第6計を頂点としたものを体系的に取りまとめということに取り組んでみたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 これは、産業振興といっても本当に商工だけの分野に限らず、いろんな部署が協力し合いながら、それにつながる部分というのは多々あろうかと思しますので、そのあたり横の連携もしっかりととりながら、わかりやすいものをぜひともつくっていただきたいなと思っております。

もう少なくなっている市民の活動家たちも、その中でも結構思い思いいろんなことをやるのですが、重複したりして、それが悪いことではないのですけれども、もったい

ない部分もありますので、そのあたり市の中でどこがまだ課題で、どこが今推進していて、今どういう現状にあってというのは、やっぱり情報としてあるか、ないかで今後自分たちがどこを取り組めばいいのかなという一つの部分にもなりますので、ぜひともわかりやすいものをつくっていただければと思って、私の一般質問を終わります。

○議長 飯澤明彦君 一般質問は全て終了いたしました。

◎日程第2 議案第16号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第14号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

議案第17号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

○議長 飯澤明彦君 日程第2、議案第16号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する
条例の制定について、議案第14号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 砂川市特別職の職員
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川
市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての4
件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 私のほうから議案第16号、14号、15号を順次
提案させていただきます。

まず初めに、議案第16号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定につい
てご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市職員の給料月額及び勤勉手当を改定
するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。砂川市職員諸給与条例の一部を改正する
条例であります。改正の内容につきましては13ページ、議案第16号附属説明資料ナ
ンバー1の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改
正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であります。第36条は、勤勉手当の支給
の額の定めであり、第1項中「100分の85」を12月支給分について100分の10
引き上げ、「6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合にお

いては100分の95」に、第2項の再任用職員の勤勉手当の額の「100分の40」を12月支給分について100分の5引き上げ、「6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45」に改めるもので、平成29年度の勤勉手当の支給率を定めるものであります。

次に、別表第2、別表第4、別表第5の給料表の改正であります。3ページから12ページが改正後の給料表となっております。なお、給料表の詳細につきましては、15ページから附属説明資料ナンバー2として改正後の給料と現行給料の比較表を添付しておりますので、ご高覧賜りたいと存じます。職員に対する影響につきましては、行政職給料表で平均657円、0.22%の引き上げ、医療職給料表(2)で平均1,000円、0.51%の引き上げとなり、医療職給料表(3)で平均567円、0.18%の引き上げとなり、砂川市平均では656円、0.22%の引き上げとなっておりますが、現状といたしましては平成27年4月からの給与制度の総合的見直しによる給料表の水準の引き下げに伴い、2割弱の職員については経過措置として現給保障の給料額となっており、改正後の給料表が適用されず、引き上げとならないことから、実質的な影響額は抑えられるものでございます。

14ページをお開きいただきたいと存じます。第2条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であります。第36条は、勤勉手当の支給の額の定めであり、第1項の「6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95」を6月支給分について100分の5引き上げ、12月支給分について100分の5引き下げ「100分の90」に、第2項の再任用職員の勤勉手当の額の「6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45」を6月支給分について100分の2.5引き上げ、12月支給分について100分の2.5引き下げ、「100分の42.5」に改めるもので、平成30年度以降の勤勉手当の支給率を定めるものであります。

附則として、第1項はこの条例の施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものであります。ただし、第2条の規定については、平成30年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、第1条の規定による改正後の砂川市職員諸給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の砂川市職員諸給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第14号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、本市議会議員の期末手当を改定するため、

本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第14号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第5条は、期末手当の定めであり、第2項の表中12月に支給する期末手当の額について、在職期間が6カ月の100分の220を100分の10引き上げ100分の230に、在職期間が3カ月以上6カ月未満の100分の110を100分の5引き上げ100分の115に、在職期間が3カ月未満の100分の57を100分の3引き上げ100分の60に改めるもので、期末手当の支給率を定めるものであります。

附則として、第1項はこの条例の施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用するものでございます。

第2項は、経過措置の定めであり、この条例による改正後の新条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第15号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第15号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項の12月に支給する期末手当の支給額について「100分の220」を100分の10引き上げ、「100分の230」に改めるものであります。

附則として、第1項は、施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、この条例による改正後の新条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君（登壇） 議案第17号 砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国家公務員の給与改定に準じ、病院事業管理者の期末手当を改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第17号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第4条は、期末手当の定めであり、第2項の12月に支給する期末手当の支給の額について「100分の220」を100分の10引き上げ、「100分の230」に改めるものであります。

附則として、第1項は、この条例の施行期日の定めであり、この条例は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、この条例による改正後の新条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第16号、第14号、第15号及び第17号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） それでは、議案第15号、第16号、第17号について一括して総括質疑を行います。

まず、今回の条例改正の内容につきましては、国家公務員の給与の改定ということでありまして、これについては特に異論はございません。ただ、国家公務員の給与改定に準じた条例改正というものは、毎年のようにこの砂川市議会に上程をされ、議会の審議を経て可決されるわけでありまして、常々言うておりますように条例でそういったようなものをきちんと可決していく上では、条例の作り方の整合性のことについてお伺いをしたいと思います。

例年ですと、この新旧対照表上にしっかりと条例の現行と改正内容が書かれておりまして、その中身についてもしっかりと既存の生きているものについては略規定であっても省略はしないようにしておりますけれども、今回会期内提案された議案を見ますと、議案第15号、第16号、第17号ともにその規定の部分が落ちていると。これがいろんな考えがあろうかと思っておりますけれども、新旧対照表というのは確かに附属説明資料でありますので、正式な議案としての位置づけとは違いますが、砂川市議会においては慣行として附属

説明資料に基づいて条例の改正についての審議、審査の説明を行っている。そういうことを考えれば、その考えというようなものはどのようになっているのかということをもまず初回の質疑としてお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 今ほど3つの条例について議案の内容について、特に新旧対照表の技術的な指摘を頂戴いたしました。改正のない項号の略の表記の有無ということではないかなと思うところでございます。今12月議会におきましては、多種の条例改正を実施いたしまして、その中には体育施設条例、公民館条例のように新旧対照表の中で条項の部分をも略という表現をして表記したものがございます。また一方、条項については略も記載せずに、記載しないという方法をとったものもございます。今議会の考え方といたしましては、元条の条ずれがあることについては、項号の略についてはしっかりと明記をして、しないことには条例改正としてまずいのではないかとということで、体育施設、公民館条例については、新旧対照表で条ずれがありましたので、変更のない項を略として記載しておりました。今回の職員の関係、給与の関係につきましては、条ずれがかかわっていなかったため、改正項の下にある号についても略と表記せずに、空欄のままで提案させていただいたところでございます。

この表記の仕方につきましては、議員さんのほうからもいろんな場面でご指導いただいているところでございます。ご教示をいただいているところでございまして、過去の例をとりますと項の中で以下各号によるという記載がある場合については、略をせずに号を表記しているという例もございます。過去の例、それから現在12月で行った例も踏まえまして、今後十分この記載の方法については研究、検討をさせていただきながら、この議案の新旧対照表の作成方法についても内部で十分検討させていただきたいと思っておりますし、これからの議案の提案について間違いのないような取り扱い、見てわかりやすい新旧対照表の作成に努めてまいりたいと思っておりますので、その辺ご理解をいただきたいなと思っております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 今ほど答弁をいただきましたけれども、これについては絶対の正解は確かにありませんが、ただ過去皆さん方の先輩たちがつくってきた条例、それから我々議会に対して毎年のように人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の一部改正条例は上程されてくるわけでありましてけれども、歴代の議案を上程する担当者の方のつくりを見ると、そこは省略をせずに、たかが略、されど略であって、やっぱり条例ですから、何度も言ってもう耳にタコができるかもしれませんが、条例の重みというようなもの考えるのであれば過去との統一性、整合性といったようなことについてももしっかり配慮をさせていただきたいと思っておりますし、自治体によっての対応にいろいろと差があると思っておりますので、その辺は今後内部でもしっかりと協議をしながら、条例案についても不備がないようにこの議会の場に示していただいて、我々議員の審議、審査に支障のないようにして

いただきたいと思います。

終わります。

○議長 飯澤明彦君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 費用弁償に関して全体的にお伺いをするのですけれども、今回引き上げということになるわけですけれども、それぞれの影響額、そこをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） それぞれの影響額についてでございます。

まず初めに、議員の費用弁償にかかわる部分からご紹介いたしますと、議長、副議長、議員それぞれ月数は同じですが、もとなる金額が違います。合計いたしますと48万7,600円という金額になるところでございます。

次に、特別職の期末手当の分の影響でございますが、3名で合計23万115円というのが支給額の影響でございます。

また、一般職の職員の部分でございますが、給料額、ほかに管理職手当のはね返りですとか、それから勤勉手当ということで改正になっておりまして、総額で819万2,000円というのが影響額となっているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君（登壇） 事業管理者の関係の期末手当の影響額でございますが、15万1,857円となってくるところでございます。

○議長 飯澤明彦君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで一括質疑を終わります。

続いて、議案第16号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 飯澤明彦君 日程第3、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) ただいま上程いただきました人権擁護委員の推薦について意見を求める案件でございますが、現委員の渡辺志織氏の任期が平成30年3月末をもって満了することになりますので、後任としまして人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、次の者を推薦することにいたしたいと存じます。

引き続き、記名してございます渡辺志織氏を推薦したいと存じますので、よろしく願いをいたします。

なお、履歴につきましては、裏面に記載のとおりでございます。

○議長 飯澤明彦君 これより諮問案第1号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可と答申することに決定しました。

◎日程第4 報告第3号 監査報告

報告第4号 例月出納検査報告

○議長 飯澤明彦君 日程第4、報告第3号 監査報告、報告第4号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で監査報告及び例月出納検査報告を終わります。

◎日程第5 意見案第1号 平成29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める意見書について

○議長 飯澤明彦君 日程第5、意見案第1号 平成29年度以降「産地交付金」の満額交付などを求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 飯澤明彦君 これで日程の全てを終了いたしました。

平成29年第4回砂川市議会定例会を閉会します。

閉会 午後 1時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年12月6日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員